

児童相談所の仕組みと 養子縁組里親委託について

川崎市こども家庭センター



(1) 児童相談所とは

○児童福祉法に基づく行政機関
(児童福祉法第12条)

【目的】

すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、そのもてる力を最大限に発揮することができるよう子どもとその家庭を援助すること。

(1) 児童相談所とは

【相談の内容】

- 養護相談
- 虐待相談・調査
- 非行・触法行為相談
- 障害相談
- 育成相談
- 不登校相談

等

(2) 児童相談所の機能

☆相談機能

専門的な知識及び技術を必要とするものについて、状態に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定を行う。

それらに基づいて援助方針を定め、自ら又は関係機関と連携して、一貫した子どもの援助を行う。

面接、訪問、関係機関での情報交換や見守り支援の依頼等を実施。虐待事案については、緊急・介入的な関わりが求められる場合がある。

(2) 児童相談所の機能

☆一時保護機能（児童福祉法第33条）

児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童を一時保護することができる。

☆措置機能（児童福祉法第27条）

児童を児童福祉施設へ入所措置させたり、里親へ委託措置することができる。措置後の子どもの心身のケアや保護者への支援や家庭復帰を支援する。

(3) 要保護児童とは

○さまざまな事情により、親・家族のもとで生活することができないために、公的な保護を必要とする子ども

○養護問題の発生理由は虐待、親の疾病、養育拒否、親の行方不明、親の死亡等

(3) 要保護児童とは

- 社会的養護を受けることになったのは
子どもの責任ではない。
- 子どもの年齢や成育歴、経験によって
里親が直面する問題は異なる。
- 子どもは親、家族、友人、学校などとの
分離・喪失体験を繰り返している。
- 虐待経験を持っていることが多い。

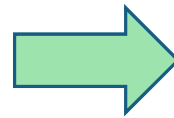
(4) 子どもの背景への理解

- 経済的困窮
- 疾病／障害
- 低年齢／高年齢出産
- 児童虐待
- 性暴力被害

(4) 子どもの背景への理解

《親》

- 精神疾患
- 障害
- 飲酒／喫煙
- 妊婦健診未受診
- 昼夜逆転
- 墜落分娩
- 複数男性との性交渉



《子ども》

- 胎児期の状態が不安定
- 先天的／後天的障害
- 未熟児
- 虚弱

(5) 養子縁組への理解

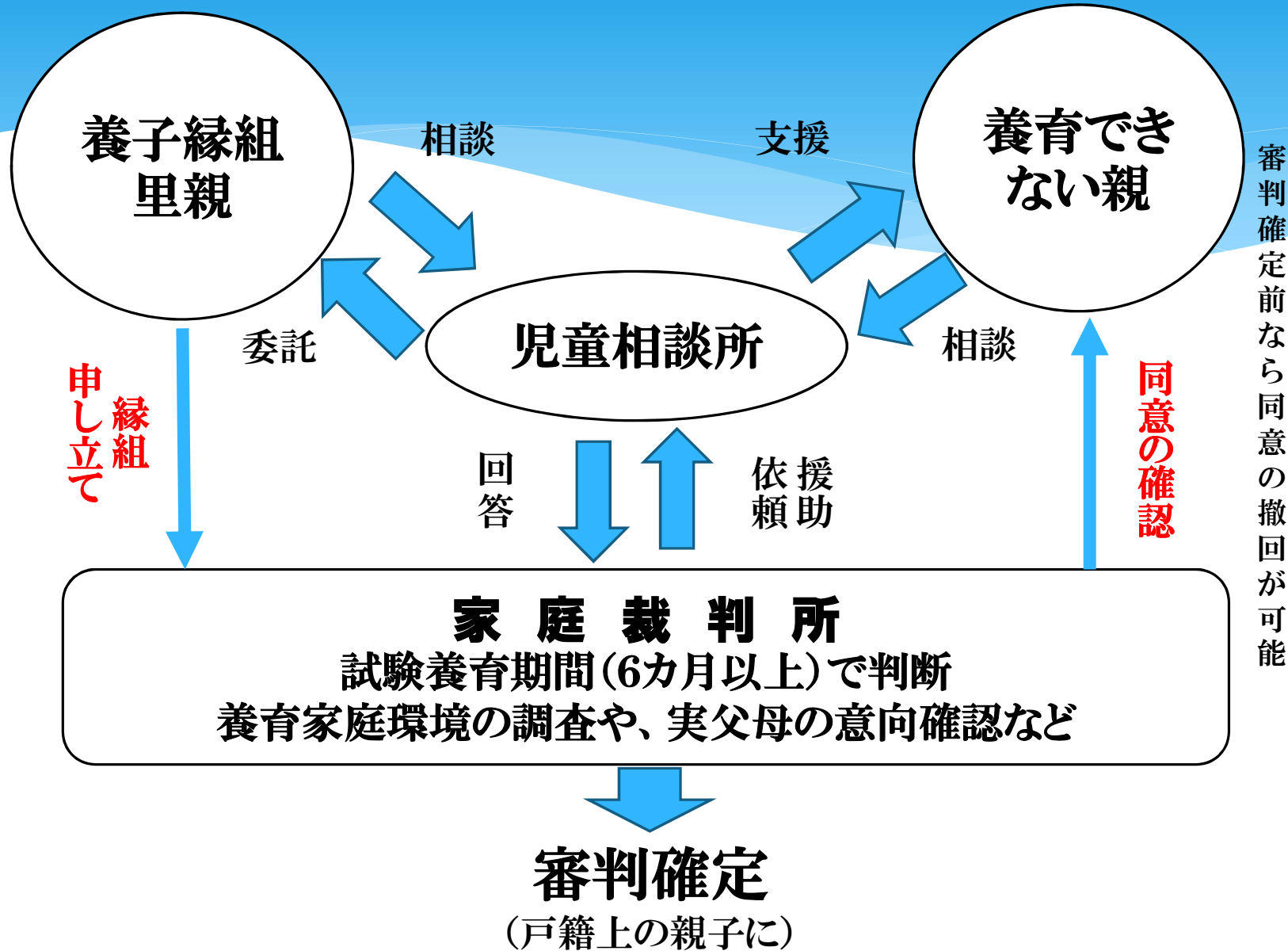
【養子縁組制度とは】

- 具体的な血縁関係とは無関係に、人為的に親子関係を発生させること
- 普通養子縁組と特別養子縁組の2種類がある。
- 民法に規定されている。

(5) 養子縁組への理解

	特別養子縁組	普通養子縁組
施行はいつ	1988年(昭和63年)	1898年(明治31年)
できた目的は	子どもの福祉のためにできた養子縁組の方法	「家」の跡継ぎを残す。存続のために作られた
養親になるのは	婚姻している夫婦(夫婦共同縁組)	単身者・独身者もなれる
養親の年齢条件	夫婦ともに成人で一方が25歳以上	成年(婚姻している未成年は可)
養子になれる年齢	原則は、家庭裁判所に申し立てた時に6歳未満	制限なし
実父母の同意	実父母の同意が必要	親権者の同意が必要。養子が15歳以上の場合は不要
縁組の要件	父母による養育ができず、子どもの監護が著しく困難又は不適當な場合	未成年者の場合は、家庭裁判所の許可が必要
養育の試験期間	6カ月以上	特になし
実父母やその親族と子どもとの関係	家庭裁判所による承認の審判が下り確定すると終了する	実父母やその血縁との親族関係は存続する
戸籍の父母欄	養父母1組の氏名のみ	実父母と養父母の2組の親の氏名が記載される
戸籍の続柄	長男・長女など、実子と同様に記載	養子・養女
離縁	原則認められない。縁組が子どもの福祉に害するという具体的事実がある場合のみ可能。養父母からは離縁できない。	養父母又は15歳以上の養子の協議でいつでも可能

(5) 養子縁組への理解



最後に・・・

川崎市の養子縁組里親へ登録していただき、児童相談所からの委託によりお子さんを養育していただくことは、公的な養育になります。

法的に親子関係を結び、その子に永続的な大人との関係性を持ってもらうことで、子どもの福祉の増進を図ることが、養子縁組里親制度の最終目標です。

川崎市の“養子縁組を必要とする子ども”たちのために、ご登録を検討いただければと思います

里親制度とは、**子どもたちのための制度**です。